

通常過誤について

- ① 介護保険報酬の請求・支払の流れは、サービス提供月の翌月に連合会へ請求し、サービス月の翌々月に事業所等に支払われます。

(事例1) Aさんの3月サービス分における通常過誤処理

処理月	4月	5月	6月	7月
請求額	3月サービス分の請求 Aさん 20万円 Bさん 30万円 Cさん 50万円 合計 100万円	4月サービス分の請求 Aさん 50万 Bさん 40万 Cさん 25万 Dさん 35万 合計 150万	5月サービス分の請求	6月サービス分の請求と5月に申立をした過誤分の再請求
過誤額		Aさんの3月サービス分 20万円の請求を過誤		
支払額		100万円 (3月サービス分の支払)	130万 (150万 - 20万) 4月サービス分 150万から5月申立過誤分 20万円を差し引いた額	5月サービス分の支払

- ② 過誤を行う際の注意点

◆ 過誤申立を行う該当者の当初の請求額全てが差し引かれる

- ・ 請求誤り部分の一部過誤はできません。

◆ 過誤処理翌月の支払額を考慮すること

- ・ 過誤処理月の翌月の支払で調整されるので、過誤申立の件数が多い場合や、請求当初の金額が大きい場合は注意が必要です。

◆ 過誤申立の締切日に注意すること

- ・ 過誤調整依頼書を事業所から保険者へ提出するため、締切日についても保険者へ確認をしてください。